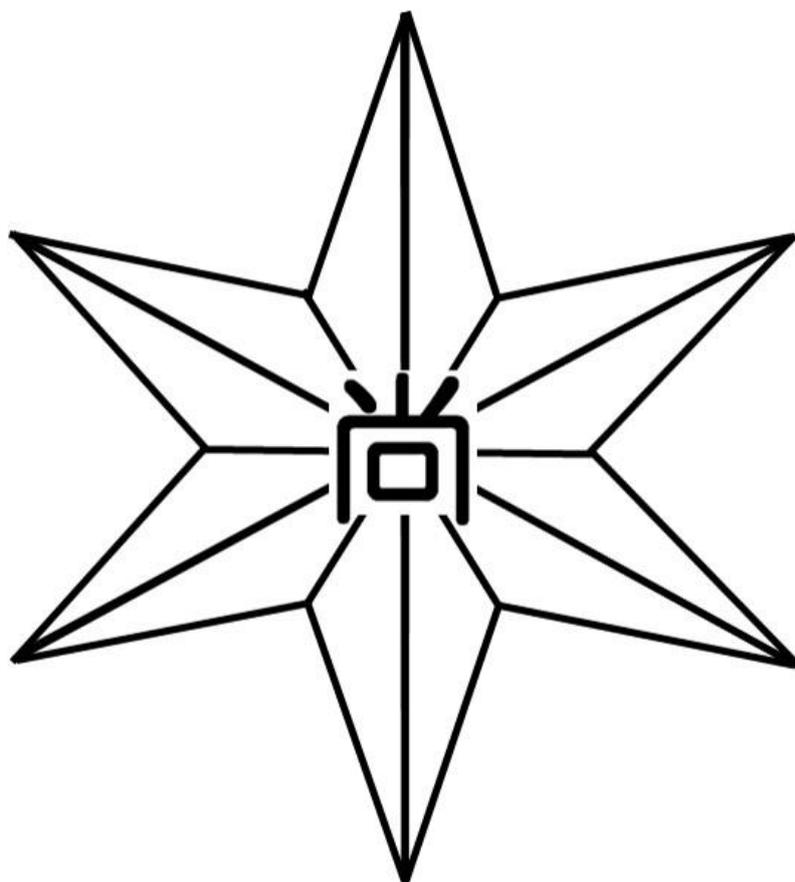


# 尚学館中学校・高等部いじめ防止基本方針



尚学館中学校・高等部いじめ不登校対策委員会

令和6年10月改訂

## 目次

はじめに	1
第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	1
1 いじめの定義	1
2 いじめの理解	1
3 いじめの防止等に関する基本的考え方	1
(1) いじめの防止	2
(2) いじめの早期発見	2
(3) いじめに対する措置	2
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	2
1 いじめの防止等のための組織	2
2 いじめの防止等に関する措置	3
(1) いじめの未然防止	3
(2) いじめの早期発見	4
(3) いじめに対する措置	4
(4) インターネット上のいじめへの対策	6
3 その他の留意事項	6
(1) 校内研修の充実と啓発活動	6
(2) 地域や家庭との連携	6
(3) 関係機関との連携	6
4 重大事態への対処	7
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	8
1 基本方針の点検と必要に応じた見直し	8
2 いじめ相談窓口	8

[対応資料] 1～5

## はじめに

いじめは深刻な人権侵害であり、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に長期に渡って重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

全ての教職員がいじめという行為やいじめ問題に取り組む基本的な姿勢について共通理解し、組織的にいじめ問題に取り組むことが大切である。

こうした状況の中で、平成29年7月に「宮崎県いじめ防止基本方針」が改訂されたことを受け、「尚学館中学校いじめ防止基本方針」として定めるものである。

## 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第2条)

### 2 いじめの理解

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ(仲間外れ・無視・陰口)について、小学4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全くもたなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

### 3 いじめの防止等に関する基本的考え方

- いじめは決して許されない行為であることについて、生徒や保護者への周知を図り、全職員で取り組む。
- いじめを受けている生徒を守る。
- いじめはどの生徒にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ問題に対して万全の体制で臨む。
- 本校からのいじめの一掃を目指す。

### (1) いじめの防止

本校の建学の精神である「礼節」（相手を思いやる礼儀と節度）を、教育活動全般に浸透させ、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を育てることを目指します。

### (2) いじめの早期発見

いじめの問題を解決するための最も重要なことは、早期発見・早期対応であり、生徒の言動や、いじめのサインを見逃すことなく発見し、早期対応に努めます。

### (3) いじめに対する措置

いじめを発見したときは、問題を軽視することなく、早期に適切な対応を図ります。また、いじめられた生徒の苦痛を取り除くことを最優先し、迅速に指導を行います。いじめの解決に向けて特定の教職員が抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に継続的に対応します。

## 第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

### 1 いじめの防止等のための組織

いじめの防止等を実効的に行うために、「いじめ不登校対策委員会」を設置します。なお、通常は常設の「運営委員会」が業務を遂行し、いじめ事案発生時は「いじめ不登校対策委員会」を緊急に開催し対応することとします。また、重大事態が発生した場合には、「いじめ不登校対策委員会」に必要な応じて適切な専門家を加えた「重大事態の調査組織」を設置します。

#### (1) いじめ不登校対策委員会

##### 【構成員】

校長、副校長、教頭、生徒指導部長、教務部長、進路指導部長、企画広報部長、事務主任、当該学年主任、養護教諭

※状況に応じ、関係教諭、養護教諭、特別支援コーディネーター等を加える。

##### 【活動】

- 学校いじめ防止基本方針作成
- 年間指導計画の作成と実施の確認
- 調査結果、報告等の情報の整理分析
- いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- 配慮が必要な生徒の支援方針の決定

## (2) 運営委員会

### 【構成員】

校長、副校長、教頭、生徒指導部長、教務部長、進路指導部長、企画広報部長、事務主任

### 【活動】

- 生徒や不登校傾向にある生徒の情報を共有
- いじめが疑われる案件の情報を整理し、「いじめ不登校対策委員会」と連携した対応

## 2 いじめの防止等に関する措置

※ 別紙1・2参照

### (1) いじめの未然防止

#### ① 生徒が主体となった活動

生徒の望ましい人間関係を築くために、生徒が主体となって行う活動の機会を、年間を通して計画します。

- 学級内交流・学年内交流・異学年交流会を実施

(歓迎遠足のウォークラリーやサマースクールなど)

- ボランティア活動の推進

- 月に1回の専門委員会の実施

#### ② 教職員が主体となった活動

(ア)「建学の精神」に沿った人権教育の充実

- 教育活動の中で生徒の自立心を養成

- 全ての教育活動を通じた道徳教育の充実

(イ) 生徒に達成感や充実感を味わわせるためのわかりやすい授業実践

- 一人一人の実態に応じたわかる授業の展開

- 職員一人一人が授業を高めるための研究の充実

(ウ) 日常的に生徒が教職員に相談しやすい環境づくり

- 生徒に寄り添った相談体制作り

- 教育相談週間を設定

(エ) 家庭・地域ぐるみでいじめ防止への取り組みを進めるための保護者や地域との連携を推進

- 学年通信を活用したいじめ防止活動の報告

- 在校生が主体となったオープンスクールの実施

- 後援会総会で学校の方針の説明

## (2) いじめの早期発見

- ① いじめられた生徒、いじめた生徒が発することの多いサインを、教職員及び保護者で共有
  - 生徒の発するサインをまとめて共有 ※ 別紙3参照
- ② 定期的に教育相談週間を設け、生徒が相談しやすい雰囲気作り
  - 教育相談週間を設定
  - いじめ相談窓口の周知
- ③ いじめの事実がないかどうかについて、全ての生徒を対象に定期的なアンケート調査を実施
  - 年3回(各学期最低1回)の学校生活アンケートを実施
- ④ いじめ不登校対策委員会において上記相談やアンケート結果のほか、各学級担任のもっているいじめにつながる情報、配慮を要する生徒に関する情報等を収集し、教職員間での共有
  - 学年会・職員会議を通して情報を共有
  - 進級時の情報引き継ぎ
  - 過去のいじめ事案の蓄積

## (3) いじめに対する措置

※ 別紙4参照

- ① いじめの発見・通報を受けたときの対応
  - 教職員は「これぐらい」という感覚をなくし、その時、その場で、いじめの行為をすぐに止めさせます。
  - いじめられている生徒や通報した生徒の身の安全の確保を最優先とした措置をとります。
  - いじめの事実について学級担任、生徒指導部長及び管理職に速やかに報告します。
- ② 情報の共有
  - いじめの発見・通報を受けた生徒指導部長は、運営委員会及びいじめ不登校対策委員会の関係職員へ報告し、情報の共有を図ります。
- ③ 事実関係についての調査
  - 被害者・加害者双方に対して、いじめの状況について聞き取りを行い、その全容を明らかにします。その際、被害者・加害者にも配慮し、特に被害者については最大の配慮を行った対応をします。
  - 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、校長が知事へ直ちに報告します。
  - 生徒及び教職員の聞き取りに当たっては、いじめ不登校対策委員会の職員のほか、生徒が話をしやすいように担当する職員を選任します。
  - 必要な場合には、生徒へのアンケート調査を行います。この場合、得られたアンケートについては、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることを予め念頭に置き、その旨を対象となる生徒や保護者に説明

する等の措置が必要であることを留意します。

#### ④ 解決に向けた指導および支援

- 専門的な支援などが必要な場合には、警察署等の関係機関へ相談します。
- 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報の共有を図ります。
- 指導および支援方針の変更等が必要な場合は、随時いじめ不登校対策委員会で決定します。
- 事実関係が把握された時点で、いじめ不登校対策委員会において、指導及び支援の方針を決定します。
- 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対処します。

#### いじめられた生徒とその保護者への支援

##### [いじめられた生徒への支援]

いじめられた生徒の苦痛を共に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜き、継続的に支援していきます。

- ・安全・安心を確保する
- ・心のケアを図る
- ・今後の対策について、共に考える

##### [いじめられた生徒の保護者への支援]

いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し学校は全力をつくす決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにします。

- ・じっくりと話を聞く
- ・親子のコミュニケーションを大切にできるように協力を求める

#### いじめた生徒への指導又はその保護者への支援

##### [いじめた生徒の支援]

いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた生徒の内面を理解し、他人の痛みを感じることができるよう支援していきます。

- ・いじめの事実を確認する
- ・いじめの背景や要因の理解に努める
- ・いじめられた生徒の苦痛を考えさせる
- ・今後の生き方を考えさせる

##### [いじめた生徒の保護者への支援]

事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明します。

- ・生徒や保護者の心情に配慮する
- ・いじめた生徒の成長につながるよう支援を行い、保護者の協力を求める

### [いじめが起きた集団への働きかけ]

被害生徒・加害生徒だけでなく、面白がって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしめない集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育てていきます。

- ・勇気をもって「いじめはだめだ」と言えるような生徒の育成に努める
- ・自分の問題として考えさせる
- ・望ましい人間関係作りに努める
- ・自己有用感が味わえる集団作りに努める

#### (4) インターネット上のいじめへの対策 ※ 別紙5参照

- ① フィルタリングや保護者の見守りについて、保護者への啓発を図ります。
- ② 生徒を対象とした講演会など、ネット社会についての講話を実施します。
- ③ 不当な書き込みを発見したときは、状況の確認・状況の記録を確認し、管理者へ削除依頼をお願いし、いじめへの対応や警察への相談を行います。
- ④ スマートフォンやタブレットなどにおけるSNSでのトラブルに対しては、いち早く内容を把握し、適切に対応します。また、ホームルームや集会などを通して使用にあたってのモラルの徹底を図ります。

### 3 その他の留意事項

#### (1) 校内研修の充実と啓発活動

- ① いじめ基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図ります。また、教職員のスキルや指導方法を向上させ、いろいろないじめに対処できるよう計画します。
- ② 生徒集会等を利用して、いじめが生徒の心身に及ぼす影響や、いじめを防止することの重要性を呼びかけ、生徒一人一人の啓発に努めます。
- ③ 後援会総会や授業参観等において、生徒の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者をお願いします。

#### (2) 地域や家庭との連携

より多くの大人が子供の悩みや相談を受けとめることができるようにするため、後援会、地域との連携を図り、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築していきます。

#### (3) 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合があるため、情報交換だけでなく一体的な対応をしていきます。

- ① 警察との連携
  - ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合
  - ・犯罪等の違法行為がある場合
- ② 福祉関係との連携
  - ・家庭の養育に関する指導・助言
  - ・家庭での生徒の生活、環境の状況把握
- ③ 医療機関との連携
  - ・精神保健に関する相談
  - ・精神症状についての治療、指導・助言

#### 4 重大事態への対処

いじめ事案が下記の状況にある場合には、重大事態として判断し、いじめ不登校対策委員会に必要な応じて適切な専門家を加えた「重大事態の調査組織」を設置するとともに、速やかに県知事に報告することとします。

- 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
  - ・生徒が自殺を企図した場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・高額な金品を奪い取られた場合
- 生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合
  - ・年間の欠席が30日程度以上の場合
  - ・連続した欠席の場合は、状況に応じて判断します

#### [構成委員]

いじめ不登校対策委員、関係教諭および専門的知識・経験を有する第三者等  
※専門的知識・経験を有する第三者等は事案内容により校長が任命します。

#### [活動内容]

- ① 当該事案に対する調査
- ② 受けたを受けた生徒及びその保護者に対しての情報提供
- ③ 加害者に対する再発防止の指導・支援
- ④ 調査結果の報告

調査結果は県総合政策部みやざき文化振興課を通して県知事へ報告します。  
その際、いじめを受けた生徒又は保護者が希望する場合は、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文章の提供を受け、調査結果に添えるものとします。

### 第3 その他いじめの防止等のための対策に関する事項

#### 1 基本方針の点検と必要に応じた見直し

- (1) 学校の基本方針の策定から3年を目途として、国や県の動向等を勘案して、基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じます。
- (2) 学校の基本方針について、ホームページ上で公表します。
- (3) この方針は平成30年4月1日より施行し、必要に応じて改訂します。

#### 2 いじめ相談窓口

〒882-0001 延岡市大峽町7820

TEL (0982)-21-1168 Fax (0982)-34-9265

E-mail info\_sh@shogakkan.jp

代表：副校長、教頭

※ 生徒指導部長、教務部長、進路指導部長、企画広報部長、学級担任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭等も対応します。

別紙1 いじめ防止年間指導計画

		項 目	時 期
未然防止	生徒が主体となった活動	○対面式（異学年交流）	4月
		○新入生歓迎遠足・秋季遠足（異学年交流・学級内交流）	4月 11月
		○ボランティア活動の推進	通年
		○生徒会立会演説会（異学年交流）	6月
		○専門委員会（学級内交流・異学年交流）	毎月1回実施
		○クラスマッチ（学級内交流・異学年交流）	6月 3月
		○サマースクール（学級内交流・異学年交流）	7月
		○中体連激励式（異学年交流）	6月 9月
		○体育祭・文化祭（異学年交流・学年内交流）	9月
		○修学旅行国内・海外（3年）（学級内交流・学年内交流）	3月 11月
	○ロードレース大会・校内百人一首大会（異学年交流）	11月 1月	
	教職員が主体となった活動	○一人ひとりの実態に応じたわかる授業の展開	通年
		○建学の精神講話	1年生
		○教科やホームルーム，学校行事等を通じた道徳教育や情報モラル教育の推進	通年
		○朝の校門指導の実施	通年
		○教育相談週間の実施	6月 10月
		○後援会総会での学校の方針説明	4月
		○オープンスクールの実施	6月 10月
		○職員研修	年数回計画
早期発見・早期対応	○生徒の発するサインの理解と共有※ 資料2，3参照	通年	
	○教育相談週間の設定	6月 10月	
	○教職員間での情報の共有	通年	
	○進級時の情報の引き継ぎ	年度末，年度初め	
	○いじめに関するアンケートの実施 教育相談	3月 5月 10月	
	○過去のいじめ事例の蓄積	通年	
	○運営委員会	月1回	
	○いじめ不登校対策委員会	必要に応じて随時	

## 別紙2 学校におけるいじめの防止等のための職務別ポイント

### 1 学級担任・教科担任等

- ・ 日常的にいじめの問題に触れ、「いじめは絶対に許されない」という雰囲気や学級全体に醸成する。
- ・ 生徒たちに対してはやしたてたり見て見ぬふりをしたりする行為もいじめを肯定しているということを理解させる。
- ・ 生徒たちにいじめの傍観者から、いじめの仲裁者への転換を促す。
- ・ 生徒一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業を行う。
- ・ 教職員の不適切な言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりしないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。
- ・ 生徒の様子の変化や言動に常に注意を払い、気になる生徒に関しては細かい内容であっても学年主任や他の教職員へ報告、相談する。
- ・ 日頃から生徒との信頼関係の構築に努め、生徒から相談には真摯に対応する。
- ・ 生徒からいじめに関する通報や相談を受けた場合やいじめを発見した場合は、速やかに学年主任又はいじめ不登校対策委員の委員へ連絡するとともに詳細な情報収集を行う。
- ・ いじめに関する情報収集の際には、生徒指導部や他の教職員と連携し、慎重かつ正確に行う。

### 2 生徒指導部

- ・ いじめの問題について校内研修や職員研修で積極的に取り上げ、職員間の共通理解をはかる。
- ・ 定期的にアンケート調査を実施し、いじめの早期発見に努める。
- ・ 昼休みや放課後の校内外の巡回を行い、生徒たちの言動に異常がないかを確認する。

### 3 管理職

- ・ 全校集会等で日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは絶対に許されない」という雰囲気や学校全体に醸成する。
- ・ 学校における教育相談が、生徒の悩みを積極的に受け止められる体制となり、適切に機能しているか定期的に点検する。
- ・ いじめに関する情報が教職員から寄せられた場合は、他の業務に優先して「いじめ不登校対策委員会」を招集し、学校の組織的な対応につなげる。

### 別紙3 いじめられた生徒・いじめた生徒に見られるサイン

#### 1 いじめられた生徒のサイン

いじめられた生徒は自分から言い出せないことが多い。複数の教職員が、複数の場面で生徒を観察し、小さなサインを見逃さないことを大切にする。

場面	サイン
登校時 朝のSHR	<ul style="list-style-type: none"> <li>○遅刻・欠席が増える。その理由を明確に言わない。</li> <li>○教職員と視線が合わず、うつむいている。</li> <li>○体調不良を訴える。</li> <li>○提出物を忘れて、期限に遅れたりする。</li> <li>○担任が教室に入室後、遅れて入室してくる。</li> </ul>
授業中	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保健室・トイレに行くようになる。</li> <li>○教材等の忘れ物が目立つ。</li> <li>○机周りが散乱している。</li> <li>○決められた座席と異なる席に着いている。</li> <li>○教科書・ノートに汚れがある。</li> <li>○教職員や生徒の発言などに対して、突然個人名が出される。</li> </ul>
休み時間等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○弁当にいたづらをされる。</li> <li>○昼食を教室の自分の席で食べない。</li> <li>○用のない場所にいることが多い。</li> <li>○ふざけ合っているが表情がさえない。</li> <li>○衣服の汚れ等がある。</li> <li>○一人で掃除している。</li> </ul>
放課後	<ul style="list-style-type: none"> <li>○慌てて下校する。又は、用もないのに学校に残っている。</li> <li>○持ち物がなくなったり、持ち物にいたづらされたりする。</li> <li>○一人で部活動の準備、片付けをしている。</li> </ul>

#### 2 いじめた生徒のサイン

いじめた生徒がいることに気が付いたら、積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サイン
<ul style="list-style-type: none"> <li>○教室等で仲間同士で集まり、ひそひそ話をしている。</li> <li>○ある生徒にだけ、周囲が異常に気を遣っている。</li> <li>○教職員が近づくと、不自然に分散したりする。</li> <li>○自己中心的な行動が目立ち、集団の中心的な存在の生徒がいる。</li> </ul>

#### 3 教室でのサイン

教室内がいじめの場所となることが多い。教職員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

サイン
<input type="checkbox"/> 嫌なあだ名が聞こえる。 <input type="checkbox"/> 席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 <input type="checkbox"/> 何か起こると特定の生徒の名前が出る。 <input type="checkbox"/> 筆記用具等の貸し借りが多い。
<input type="checkbox"/> 壁等にいたずら，落書きがある。 <input type="checkbox"/> 机や椅子，教材等が乱雑になっている。

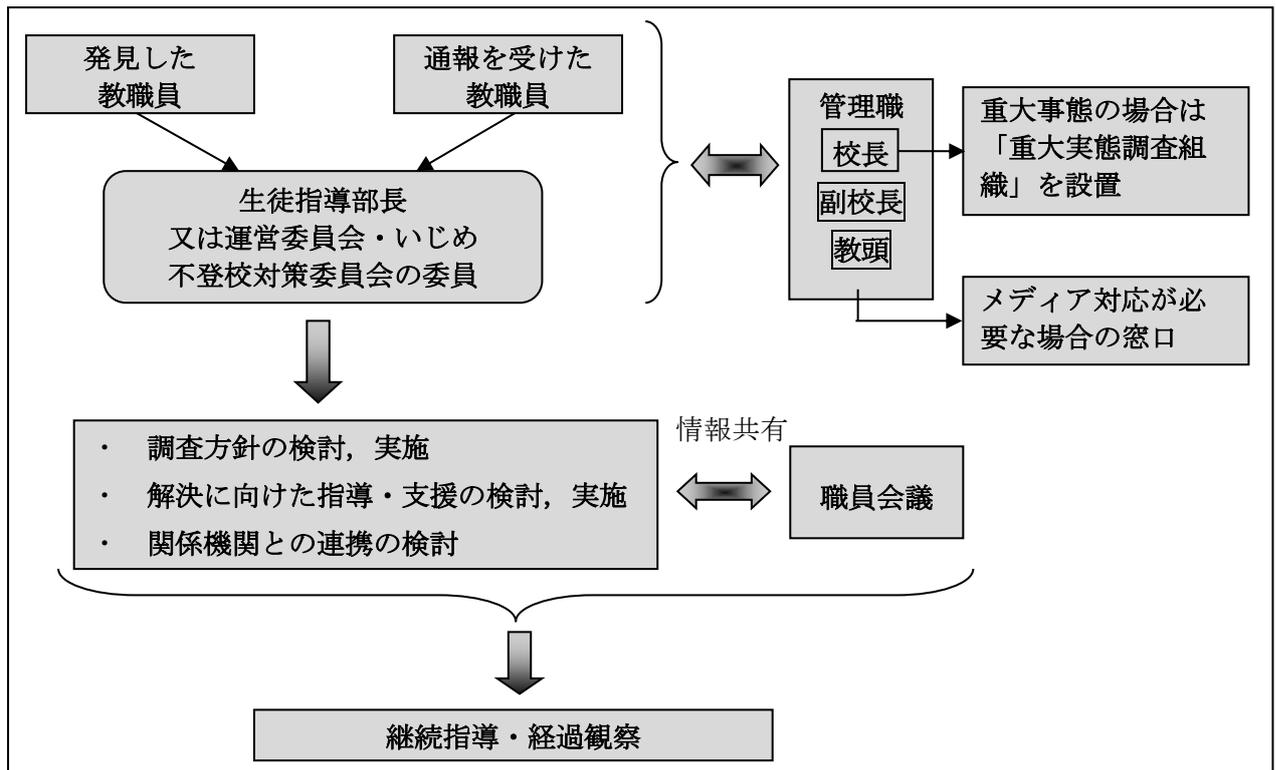
#### 4 家庭でのサイン

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り，確認することでサインを発見しやすい。以下のサインが見られたら，学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。

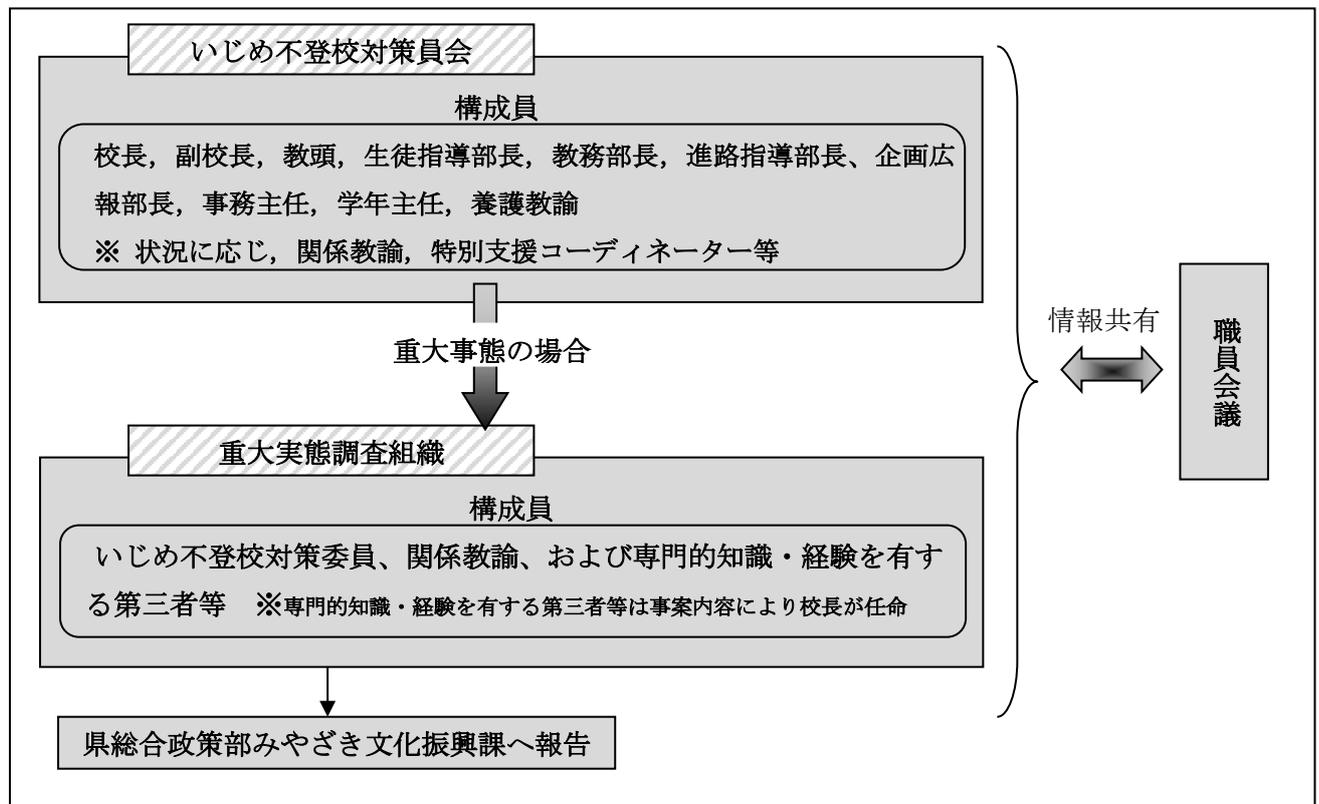
サイン
<input type="checkbox"/> 学校や友人のことを話さなくなる。 <input type="checkbox"/> 友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。 <input type="checkbox"/> 朝，起きてこなかったり，学校に行きたくないと言ったりする。 <input type="checkbox"/> 電話に出たがらなかったり，友人からの誘いを断ったりする。 <input type="checkbox"/> 受信したメールをこそこそ見たり，電話におびえたりする。 <input type="checkbox"/> 不審な電話やメールがある。 <input type="checkbox"/> 遊ぶ友達が急に変わる。 <input type="checkbox"/> 部屋に閉じこもったり，家から出なかったりする。
<input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 <input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 <input type="checkbox"/> 登校時間になると体調不良を訴える。 <input type="checkbox"/> 食欲不振・不眠を訴える。
<input type="checkbox"/> 学習時間が減る。 <input type="checkbox"/> 成績が下がる。
<input type="checkbox"/> 持ち物がなくなったり，壊されたり，落書きされたりする。 <input type="checkbox"/> 自転車がよくパンクする。 <input type="checkbox"/> 家庭の品物，金銭がなくなる。 <input type="checkbox"/> 大きな額の金銭を欲しがる。

## 別紙4 いじめに対する措置（組織的対応のフローチャート）

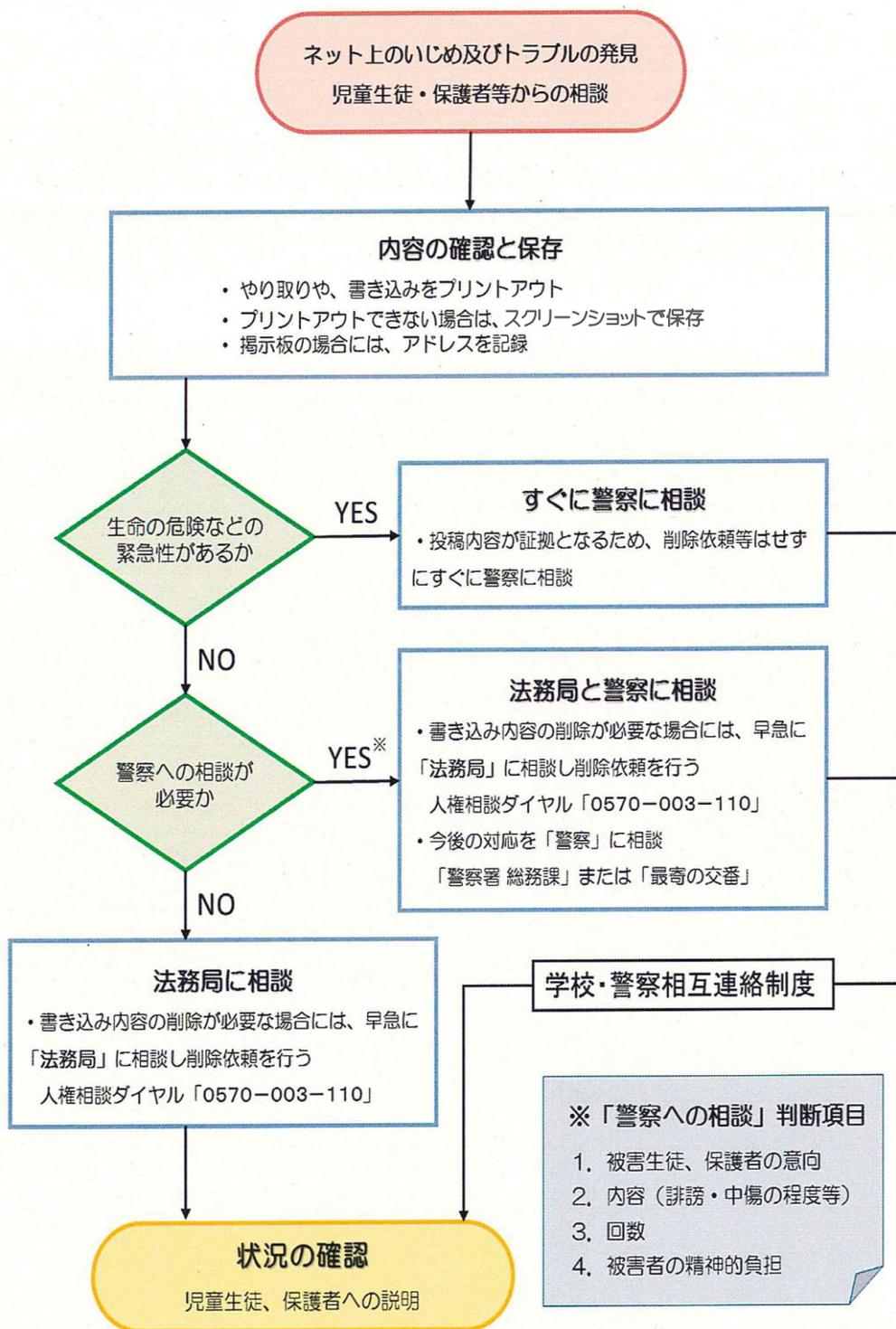
### 1 いじめの発見・通報を受けたときの対応



### 2 組織の構成



別紙5 「ネット上のいじめ及びトラブル」対応フローチャート(延岡学園高等学校に準ずる)



延岡学園高等学校

※ このフローチャートは、延岡警察署生活安全課の協力を得て作成したものです。